

第6条（紹介手数料の返還）

被採用者の都合（ただし、死亡・病気を除く）により、被採用者の入社以後6ヶ月以内に甲との雇用契約が終了に至った場合、乙は第3条第1項に基づき支払われた紹介手数料の一部を下記の通り、甲に返還するものとする。甲の都合や要請により、被採用者との雇用契約が終了した場合には本条文は適用されず、紹介手数料の返還は行われないものとする。

入社日以降1ヶ月未満に雇用契約を終了した場合	50%
1ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約を終了した場合	30%
3ヶ月以上6ヶ月未満に雇用契約を終了した場合	10%